

6月議会一般質問

26.7.3 草の根 井原 寿加子

1. 岩国基地問題について

- ① 集団的自衛権をめぐる議論が行われ、7月1日には容認の閣議決定までされてしまいました。安倍首相は、記者会見で、子どもを抱えた母親のイラストを示しながら、「避難する日本人を輸送するアメリカの艦船を守らなくていいのか」と訴えていました。しかし、よく考えてみれば、そのような事態は現実にはほとんど想定できないことで、国民の感情に訴えるための手段に過ぎないと思われます。集団的自衛権の本質は、アメリカと一緒に戦争することができるようにすることです。

つまり、戦後半世紀以上にわたって歩んできた平和国家としてのこの国のあり方を大きく転換するものであり、また、岩国基地の役割も大きく変わる恐れがあり、強い懸念を抱かざるを得ません。

また、集団的自衛権の行使は認められないというのは、政府の確定した解釈であり、憲法9条の内容そのものです。それを一政権の勝手な解釈で変更することは、まさに憲法9条に違反する行為であり、許されないことです。9条の内容を変えたいのであれば、改正の手続きをきちんととるべきです。多くの国民もそのように思っていることが、各種の世論調査で明らかです。

そこで、知事にお尋ねいたします。県民の命と生活を守る責任者として、また一人の政治家として、集団的自衛権の行使をめぐる最近の動きについて、どのようにお考えでしょうか。

このように聞くと、決まって知事は、国の責任で行われることで、コメントすることは適当ではないと言われますが、知事は県民の命を預かる一人の政治家です。国の政策により県民の生活に大きな影響を生じる可能性がある場合には、県民の立場で主体的に考え、そして行動することが、知事としての責任ではないでしょうか。ぜひ、知事の率直なお考えをお聞かせください。

② KC-130空中給油機の移駐について

先日、KC-130空中給油機の岩国への移駐が、まるでこの県議会が終わるのを待つかのように、7月8日から8月末までに行われることが発表されました。

いよいよ、空中給油機15機がやって来るわけですが、当初の予定よりいつの間にか機数が3機増え、また、移駐の時期も、大幅に前倒しされました。

その移駐時期について、前議会でもお聞きしましたが、県の説明が明確でなく、どうしても納得できませんので、改めてお聞きいたします。

KC-130の移駐については、山口県は、これまで「普天間基地の全面返還に係る諸条件が整う前の先行移駐は認めない」と繰り返し答弁してきており、前提となる普天間基地の辺野古移設が進まない状況では、私だけでなく県民誰もが、岩国への移駐も当分行われなと思っていました。ところが、国から打診を受けるや、すぐに前言を翻し移駐の前倒しを認めてしまいました。

県は、3月議会で、沖縄の負担軽減のためであるとの見解を示しましたが、取ってつけたような言い訳にしか私には聞こえません。要するに、先行移駐は認めないという方針を、国の要請を受けてあっさり転換したということだと思えます。

国からの強い圧力の中でそうせざるを得なかったのかもしれませんが、従来県の県としての基本方針を変更するのであれば、ごまかしたり言い訳をするのではなく、その点を明確に認め、その間の経過などをきちんと議会に説明すべきでないでしょうか。知事の明快な答弁をお願いいたします。

3年後には空母艦載機59機、さらにF-35ステルス戦闘機の配備も予定され、着実に岩国基地の機能が強化され、市民に対する被害も拡大していくと思われまます。「今以上の基地機能の強化は容認できない」というのが、県のこれまでの基本姿勢だったと思いますが、これは、今後とも堅持されるのでしょうか。米軍基地に関する基本姿勢を教えてください。

2. 愛宕山開発について

先般、国により、愛宕山の米軍住宅建設工事に関する住民説明会が開催されました。いよいよ、市街地の真ん中の愛宕山に、空母艦載機の移駐に備えた米軍住宅とスポーツ施設が建設され、新たに75ヘクタールもの広大な基地が出現しようとしています。説明会では、様々な疑問が出されましたが、国や市からは十分な回答が得られませんでした。

そこで、本県にも関連する問題について、何点かお尋ねいたします。大規模住宅開発事業は違法に廃止されましたが、この地域には、現在も都市計画の網がかぶされ、「第二種住居地域」として用途地域の指定も行われており、周辺環境に配慮したまちづくりが行われることになっております。

都市計画法では、建築物の建築又は特定工作物の建設のために開発行為が行われる時、国が主体となる場合には、同法第29条第1項に基づき開発許可を受

けるか、または、同法第34条の2第1項の規定により知事との協議を行ない、成立することが必要とされています。

今回の場合、米軍住宅はもちろんここに言う建築物に該当し、野球場や陸上競技場は都市計画法施行令第1条第2項に「特定工作物」として明記されています。

そこで、お尋ねいたします。今回は知事による許可、または知事との協議は行われたのでしょうか。行われたとすれば、その時期と内容をお示しください。もし、こうした手続きが行われていないのであれば、それを省略する根拠をお示しください。

次に、スポーツ施設の利用方法についてお伺いいたします。

愛宕山に市民が自由に利用できるスポーツ施設ができると喧伝されています。まちづくりの大きな障害になる米軍住宅の建設とスポーツ施設を取引すべきでないことは言うまでもありませんし、本当に私たちが自由に利用できるのか大いに疑問があります。

そこで、お聞きいたします。ここに国の示した愛宕山の図面がありますが、これによると、米軍住宅はもちろんスポーツ施設の区域も含めて外側にフェンスが張られ、市民は自由に立ち入ることはできない、日本の法律も適用されない治外法権の区域ができると考えてよろしいのでしょうか。

次に、防衛省の予算で建設されるものですから、米軍が主体で利用し、市民は支障のない範囲で空いているときに使わせてもらうという形になると普通は考えますが、それでいいのでしょうか。そうだとすれば、岩国市などが宣伝している「市民の自由利用」というわけにはいかないのではないのでしょうか。

ここに野球場の図面もあります。これによると、確かに立派な球場になりそうですが、要は、先ほどから指摘している日本の法律が適用されない、何か事件があっても日本の警察が関与できない、普通の基地と同じ法的位置づけにあると思われませんが、そうした状況で、果たしてよく言われる高校野球の公式戦などが本当にできるのでしょうか。現時点での教育長のお考えをお伺いいたします。

3. 上関原発について

先日、上関原発の埋立免許の延長申請に対する県の審査が、さらに1年間先延ばしにされました。

一昨年2012年10月初めに会社側から埋立免許の延長申請が出されて以来、前知事は、繰り返し補足説明を求めた上で、最後には1年間という期限を

設けて判断を先送りしました。「会社側の説明が不十分である」「審査を適正に行うため」と繰り返すだけで何ら具体的な説明が行われず、長期間にわたっていたずらに判断を先延ばしにするという異例の対応になりました。それでも、1年が経過すれば、新しい知事により、今度こそ県の判断が示されると期待していましたが、それも、あっさり裏切られ、この先いつになったら結論が出るのかまったくわからない状況になりました。標準処理期間の32日もすでに大幅に超過し、行政手続法に違反することはもちろんのこと、そもそも、公有水面埋立法に基づき埋立に関する工事の竣工期間を指定するという法の趣旨からも大きく逸脱し、知事の権限濫用と言わざるを得ません。

少なくとも、ここまで異例の事態になっている理由について、この間の経緯とともに、具体的にわかりやすく県民に説明する責任が知事にはあると思います。これまでのように、ただ「会社側の説明が十分でない」などと抽象的、形式的な説明を繰り返すばかりでは、知事に対する県民の信頼がどんどん失われていくことになります。

そこで、何点かお聞きいたします。端的にわかりやすく、事実関係をお答え下さい。

まず、4月の会社側の回答内容は、どのようなものだったのでしょうか。

それに対して、知事が判断を先送りされた理由は、何ですか。

また、さらに回答期限を再び1年間とされた根拠は何でしょうか。

そもそも、埋立に関する工事の竣工期間が3年に指定された理由は、何か教えてください。

関連して、情報公開のあり方についてお聞きいたします。

異例のことですが、新聞各社から、この間の経過に対して情報公開請求が行われています。一つは、会社側の5回目の回答について、もう一つは、内部協議に関する議事録の公開請求でした。県は、前者に対しては、意思形成過程情報だとして全面黒塗りで開示し、後者については、「文書の不存在」として却下しています。

「不存在」、「意思形成過程」とするのは、都合の悪い情報を隠すための常套手段ですが、安易にこのような対応をすれば、県民の知る権利は奪われてしまいます。

そこで、お聞きします。

今回6回目の補足説明を求めるという決定をした際に内部協議は行われているのでしょうか。行われているとすれば、行政の常識として何らかの記録が残っていると思いますが、正式の議事録はなくても、この内部協議の記録を公開

することは可能でしょうか。

情報公開条例第4条には、公文書の「原則開示」の基本理念が明らかにされています。県が作成した「情報公開事務の手引き」には、「非開示事項に該当する公文書であっても、第12条の部分開示の要件を満たす場合には、その部分を開示する必要がある。」とされております。

意思形成過程の情報であっても、その中には、確定した事実に関する情報や、又は、協議に関する情報であっても、公開してもそれほど大きな影響を与えないものなどは部分開示できるはずですが、全面黒塗りというのは、原則開示という基本理念に照らせばほとんどありえないことです。この点について、いかがお考えでしょうか。

4. 学校図書館の環境整備について

6月22日に閉会した国会で、学校図書館法の一部を改正する法案が成立いたしました。

その第6条で、学校には司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（「学校司書」という）を置くよう努めなければならない、という文言が新たに盛り込まれ、学校司書が法律できちんと位置付けられました。

学校図書館を考える会・やまぐちでは、昨年から例会を開きながら特に県立高校の図書館の現状について勉強を続けてまいりました。そこで一番議論された問題は、先生をしながら空き時間に図書館業務をさせられている司書教諭のことです。つまり図書館業務に専念することができないために、図書館を開館できないことも多く、自分で学び読む力をつけるという本来の図書館の機能が、ほとんど活かされていないという現実です。

授業や担任を持ちながら司書教諭を経験した方からは、「専門の学校司書が不在であるため、図書の整理等に追われ、本来の司書教諭としての仕事は後回しになる。専任の学校司書が必要である」「司書教諭だけでは十分な業務ができないので、図書館としての機能を果たすことができない。専任の司書が常駐で勤務できる体制にしてほしい」などの意見が出されています。

もちろんご承知のこととは思いますが、中国地方でも鳥取県や島根県などでは、学校図書館にたいしてきめ細やかな施策がとられております。県の方針一つで、図書館の役割を大きく飛躍させることができます。すべての学校にある図書館という財産を、未来を担う児童生徒のためにもっと活用していただきたく、この度の法改正を受けて、本県の具体的な取り組みについて詳しくお聞か

せ下さい。

次に平成16年から始まった「山口県子ども読書活動推進計画」についてお伺いいたします。この推進計画も、本年3月には第3次計画が策定されました。この10年間、県立高校の学校図書館の資料、施設、担当職員の環境整備について、どのような施策をとられてきたのか、具体的な数値と内容をお示してください。

県立高校1校当たりの図書購入費は、第1次計画の中では、平成14年は50万円とありましたが、第3次計画では、具体的数字が示されていません。それはなぜなのか、また今年度の県立高校1校当たりの図書購入費はいくらなのかお答えください。

また、これまでの議会でも要望が出ました学校司書を設置するモデル校について、この法律改正後、すぐにでも取り組まれるべきと考えますが、教育長はいかがお考えでしょうか。

グローバルな人材を育てるための英語教育もちろん大切ですが、語学教育という面でも日本語をきちんと読み、内容をつかむことが、まず一番大切だとは思われませんか。英語教育及び母国語日本語の教育について教育長はどのようなお考えをお持ちか、ご所見をお伺いいたします。